

(目的)

第1条 この要領は、松川町内の建設工事及び修繕の施工業者で、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建設業許可を受けていないなどの理由により、入札参加の資格審査を受けることができない者を対象に、松川町が発注する小規模な工事や修繕等(以下「小規模工事等」という。)の受注を希望する者の名簿(以下「名簿」という。)に登録し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する随意契約における見積徴取の相手方選定の資料とすることにより、町内小規模業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(名簿登録できる者)

第2条 前条の名簿に登録できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とし、建設業の許可の有無、経営組織及び従業員数等は原則として問わないものとする。

(1) 個人営業の場合には、町内に住所を有する者及び法人の場合には、町内に主たる事務所を置く者

(2) 随意契約に係る契約を締結する能力を有する者

(3) 町税及び町の各種料金等を滞納していない者

(4) 競争入札参加資格者名簿に登録されていない者

(5) 希望工事種別(別表)を履行するために必要な資格若しくは免許を有する者

(対象となる契約)

第3条 対象となる契約は、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。)50万円未満の小規模工事等で、その内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易であると認められるものとする。

(登録の方法等)

第4条 登録を希望する者は、次の各号に定める書類(以下「申請書等」という。)を町長に提出しなければならない。

(1) 小規模工事・修繕受注希望者登録申請書兼同意書(様式1号)

(2) 町税及び町の各種料金等を完納していることを証する書類

(3) 希望工事種別の実績を示す工事实績表(様式2号)

(4) 法人にあつては登記事項証明書及び個人にあつては身分証明書

(5) 資格及び免許等が必要な工事種別を希望する者にあつては、その資格者証及び免許証等の写し

(登録申請の受付期間)

第5条 登録申請の受付期間は、町長が別に定める。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、2年間とする。

(登録事項の変更の届出)

第7条 名簿に登録された者は、申請内容に変更が生じたときは、変更内容を

記載した書面により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録内容を更新するものとする。

(名簿からの抹消)

第9条 名簿に登録された者が、第2条の登録要件に該当しなくなったとき、又は契約に関して不正若しくは不適切な行為等があったときは、当該者を名簿から抹消するものとする。

(名簿の公表)

第10条 名簿は、契約制度の公平及び透明性を図るため、まちづくり政策課において一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

【別表】

工事種別

建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	橋梁工事やダム工事など一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれ該当する工事になる。
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	一棟の住宅建設等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増改築等
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事業	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事
		ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
		ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
		ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
		ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事、避雷針工事

管工事	管工事業	冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、デー

		の電気通信設備を設置する工事	夕通信設備工事、情報制御設備工事、T V電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※建設業法上の工種、業種対応表

様式1号（第4条関係）

小規模工事・修繕受注希望者登録申請書(兼同意書)

年 月 日

松川町長 宛

私は、町が発注する小規模工事・修繕の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。

住所又は所在地	松川町 番地		
ふりがな		ふりがな	
商号又は名称		代表者職・氏名	Ⓜ
電話番号	( )	FAX 番号	( )

※印鑑は、見積書や契約書等に使用されるものを押印してください。（法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は個人印を押印してください。印鑑は、実印でなくても結構ですが、見積書や契約書等に使用するものなので、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は、使用しないでください。）

【希望工事種別】

番号	登録工事種別	資格が必要な業種の場合の資格の種類・名称等
1		
2		
3		
4		
5		

※資格・免許が必要な工事種別は、それらの名称等を記入し、許可番号等の写しを添付してください。

私は、上記の名簿登録の申請をしたとき及び名簿に登録されている間については、登録要件とされている町税や町の料金等を滞納していないことを証明するため、私の収納状況を確認することに同意します。

年 月 日

代表者職・氏名

Ⓜ

※その他添付書類

- ・町税及び町の各種料金等を完納していることを証す書類
- ・希望工事種別の実績を示す工事实績表
- ・法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- ・資格及び免許等が必要な工事種別を希望する者には、その資格者証及び免許証等の写し

様式2号(第4条関係)

希望工事種別の実績を示す工事实績表

No.	工事名	現場	期間	請負金額	備考
1			～		
2			～		
3			～		
4			～		
5			～		
6			～		
7			～		
8			～		
9			～		
10			～		